尼崎市障害者差別解消支援地域協議会について

1 目的(法第17条第1項)

障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする 差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。

2 協議事項 (要綱第2条)

- (1) 関係機関が障害を理由とする差別に係る紛争の防止や解決を図るための事例に関する情報の共有に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に関する関係機関の相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有、分析、紛争解決の支援等に関すること。
- (4) 障害者の障害特性の理解のための研修及び啓発並びに取組の周知及び発信に関すること。
- (5) その他障害を理由とする差別の解消に有益な事項に関すること。

3 協議会の委員構成等について (要綱第3条~第4条)

(1) 委員構成

障害者、福祉、教育、就労その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する方又は当該分野に識見を有する方で構成

(2) 委員数

20 人以内

(3) 委嘱期間

2年を限度とする

(4) 秘密保持義務(法第19条)

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 会長・副会長について (要綱第5条)

- ・ 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 会長は、協議会の議事進行について、議長を務める。
- ・ 副会長は、議事進行について会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

以上

【参考条文】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)(抜粋)(障害者差別解消支援地域協議会)
 - 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と 社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う<u>障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う</u>ため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
 - 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活 動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

第十八条 (略)

(秘密保持義務)

第十九条 <u>協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由な</u> く、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

尼崎市障害者差別解消支援地域協議会要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条の規定に基づき、尼崎市内における障害者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築するため、尼崎市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会の協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 関係機関(法第17条第1項に規定する関係機関をいう。以下同じ。)が障害を理由とする差別に係る紛争の防止や解決を図るための事例に関する情報の共有に関すること。
 - (2) 障害を理由とする差別に関する関係機関の相談体制の整備に関すること。
 - (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有、分析、紛争解決の支援等に関す

ること。

- (4) <u>障害者の障害特性の理解のための研修及び啓発並びに取組の周知及び発信に関する</u>こと。
- (5) その他障害を理由とする差別の解消に有益な事項に関すること。

(構成員)

- 第3条 協議会の構成員は、20人以内とする。
- 2 市長は、<u>協議会の構成員を、おおむね次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</u> 者から選定する。
 - (1) 法第17条第1項に掲げる者
 - ア 公共職業安定所の職員
 - イ 特別支援学校の教職員
 - ウ 本市関係職員
 - (2) 法第17条第2項第1号に掲げる者
 - ア 障害者等の権利の擁護に係る取組を行う者
 - イ 障害者団体に属する代表者
 - ウ 障害福祉サービス事業所の代表者
 - エ 産業界又は商業界の代表者
 - オ 本市その他行政機関の委託を受けて相談支援の業務を行う事業者の代表者
 - (3) 法第17条第2項第2号に掲げる者
 - ア 障害者福祉を専門とする大学教員
 - イ 弁護士

(委嘱期間)

第4条 構成員は、2年を限度として委嘱する。ただし、再度委嘱することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会の議事進行について、議長を務める。
- 3 副会長は、議事進行について会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、市長が招集する。

(構成員以外の者の参画)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、 説明若しくは報告又は資料の提出を求めることができる。 2 市長は、前項の規定に基づき構成員以外の者を会議に出席させる場合については、あら かじめ会長に意見を聞かなければならない。

(部会の設置)

- 第8条 市長は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるために分野別の部会を置くことができる。
- 2 市長は、部会の構成員を協議会の委員から選定する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置くものとし、当該部会に属する委員の互選により定めるものとする。
- 4 第5条第2項及び第3項、第6条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合、会長は部会長と、副会長は副部会長と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉局福祉部障害福祉課及び同局保健部疾病対策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

(第8条の規定の適用の特例)

2 第8条の規定の適用については、この要綱の実施の日から平成29年3月31日までの間、同条中「同局保健部疾病対策課」とあるのは「同局保健部健康増進課(疾病対策担当)」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。